

## 別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
貫流ボイラーZMP契約	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和元年12月10日	三浦工業(株) (代)宮内大介 愛媛県松山市堀江町7番地	¥1,041,480 (消費税込み)	C棟ボイラー2基の製造会社であり、契約の目的(ZMP契約)が競争を許さないため。 日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項第11号該当	ボイラー製造会社
B棟6階E VホールFCU更新工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和元年12月16日	(株)シミズ・ビルライフケア関西支社支社長 今原賢治 大阪市西区土佐堀一丁目3番7号	¥1,078,000 (消費税込み)	工事施工管理上、契約の目的が競争を許さないため。 日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項第11号該当	A B棟設備保守管理会社

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。